



株式会社 東洋アクアテック

サステナブル調達ガイドライン

2022 年度
第 1 版

目次

1. はじめに
2. 東洋アクアテックのサステナビリティ方針
3. 調達取引先様へのお願い事項
 - ・法令順守と国際規範の尊重に関するお願い
 - ・労働に関するお願い
 - ・人権に関するお願い
 - ・安全衛生に関するお願い
 - ・環境保全に関するお願い
 - ・情報提供に関するお願い

1. はじめに

東洋アクアテックは、社会の持続可能な成長に貢献することを目的に、企業の社会的責任への取り組み（CSR活動）を推進しています。創業以来、災害時に自社だけでなく近隣住民の皆様にも水を供給できるような給水システムを提案してきた企業として、災害対策の真の役割や企業インフラの安全担保のあり方について試行錯誤を続けてまいりました。

これからも調達取引先様の皆様と協力してサプライチェーン全体で持続可能な社会の発展に貢献すべく、近年の調達に関する国際規格の制定や社会の要請などを鑑みた上で、このたび東洋アクアテックとしてのサステナブル調達のガイドラインを策定いたしました。

本ガイドラインは、持続可能な社会の実現に向けた調達の推進を目的として作成したもので、我々による遵守はもとより、調達取引先様にもご協力いただきたい内容について公開するものです。

東洋アクアテックでは、調達取引先様におけるCSR活動やサステナビリティへの取り組み状況についても重要な調達基準の一つとして位置付けています。

長期的な視点で企業活動を続けていくためにも、資材の調達・加工・組立・輸送・使用・廃棄にわたる製品のライフサイクル全体でサステナビリティにまつわる活動を推進していくことが今後ますます必要になってまいります。調達取引先の皆様には、ご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。



水に命を与える。

2. 東洋アクアテックのサステナビリティ方針

東洋アクアテックの考えるサステナビリティ、すなわち“持続可能な社会”とは、平時・非常時問わず、すべての人間が必要な時に必要なだけ水を利用できる、効率的かつ災害対策が保証された水資源の利用が実現された循環型社会です。

気候変動に伴う水不足や開発による生物多様性への悪影響といった環境課題・災害時の安全な水の供給や離島での飲料水の確保、労働環境の改善といった社会課題に対するアプローチとして、我々は、企業理念である“3C” Care Programに基づき、地下水資源の管理と適正な利用を行い、持続可能な社会の実現に向けて努めてまいります。

基本方針

1. 東洋アクアテックは、すべての調達先様・業務委託先様に対して公平に窓口を開放いたします。
2. 東洋アクアテックは、国内外の諸法規を遵守し、企業倫理に基づいた公正な取引を行うよう努めます。また、反社会的勢力とは、購買取引を含め、いかなる取引も行いません。
3. 東洋アクアテックは、調達活動を通して得た機密情報（個人情報を含む）を厳格に管理いたします。
4. 東洋アクアテックは、「水に命を与える」のスローガンのもと、環境保全と環境負荷の低減に努めます。
5. 東洋アクアテックは、調達取引先様との相互協力と信頼関係の構築と維持に努めます。
6. 東洋アクアテックは、サステナブル調達への取り組みをサプライチェーン全体で推進いたします。

3. 調達取引先様へのお願い事項

東洋アクアテックでは、調達取引先様との共同により、労働環境の改善や地域社会への貢献に配慮した経営を推進している調達取引先様から、持続可能な発展に寄与する製品・部品・材料・サービス等をご提供いただくことを目指します。これにより、東洋アクアテックが目指す循環型社会ならびに持続可能な社会の構築に貢献いたします。

法令順守と国際規範の尊重に関するお願い

1. 事業を行う国や地域において、人権、労働、環境、倫理、その他の関係法令や規制を理解し、遵守して事業活動を行う。

労働に関するお願い

1. 労働者が自由意思に基づいて就労し、雇用を自ら終了する権利を尊重する。
2. 強制、拘束（債務による拘束を含む）、年季奉公労働、搾取的囚人労働または奴隷労働によって得られた労働力を用いない。
3. 雇用プロセスの一環として、すべての労働者に雇用条件を含むその労働者が正しく理解できる言語で記述された雇用契約書を提示する。
4. 労働者の身分証明書または移民申請書（政府発行の身分証明書・パスポート・就労ビザ・個人 ID 証明書等）を会社側で保管、破棄、隠匿または没収しない。法律で雇用者による保持が定められている場合はその限りではないが、そのような場合も、労働者本人が常にそれらの文書を管理可能でなければならない。
5. いかなる製造段階においても児童労働をさせてはならない。ここで言う「児童」とは、15歳または義務教育を修了する年齢、または国の雇用最低年齢のうち、いずれか最も高い年齢に満たないものを指す。

人権に関するお願い

1. 労働者の人権を尊重し、人種、肌の色、年齢、性別、性的思考、性同一性と性表現、民族または国籍、障がいの有無、宗教、所属政党、所属組合、軍役経験の有無、遺伝情報または配偶者の有無に基づく差別を行わない。
2. 労働者の人権を尊重し、精神的な虐待、肉体的な虐待、強制またはハラスメントなどの非人道的な扱い、およびそのような可能性のある行為を禁止した上で、組織としての予防対策を実施する。

安全衛生に関するお願い

1. 安全で衛生的な作業環境により業務上の怪我や病気の発生を最小化することで、製品・サービスの品質、勤労者の意欲の底上げを行う。
2. 職場における労働安全衛生上のリスクが無いか評価し、適切な管理手段で安全を確保する。特に、妊娠中の女性に対しての高い危険源のある労働環境からの配置転換・業務分担といった労働安全衛生上のリスクの除去または軽減、育児中の親に対する合理的な便宜の提供など、妥当な措置を講じる。
3. 労働災害および疾病を防止、管理、追跡および報告する仕組みを運用する。

環境保全に関するお願い

1. 環境保全活動を推進するための管理の仕組みを構築し、継続的な運用と改善に取り組む。
2. エネルギー効率改善に努め、エネルギー消費量および温室効果ガス排出量の継続的削減活動に取り組む。
3. 事業活動における廃棄物の削減に関する仕組みを運用し、その管理と改善に努める。
4. 生物多様性と生態系を健全な状態で維持するため、生態系に配慮していることが確認された紙や事務用品を優先調達するなどの活動を推進する。



情報提供に関するお願い

1. 上記のお願い事項について、当社が要求する場合、必要な情報をご提供いただくことができる。
- ※ なお、当該情報が機密情報となり得る場合は、その旨をご連絡ください。